

新技術普及促進支援事業（技術展示）に関する取扱要領

1 目的

この要領は、県が実施する琵琶湖流域下水道新技術開発等支援事業において、民間企業等に対し、下水道新技術開発等支援共同研究の成果、その有する技術、製品等（以下「研究成果等」という。）の展示および研究成果等に関する情報の発信（以下「技術展示」という。）を目的として下水道施設を提供する場合の取扱いを定めることを目的とする。

2 展示場所等

技術展示のために提供する下水道施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 淡海環境プラザ（草津市矢橋町字帰帆2108番地）内展示スペース
- (2) 琵琶湖流域下水道各浄化センター処理施設のうち、上下水道課長が認めるもの

3 対象とする研究成果等

技術展示の対象とする新技術等は以下のものとする。

- (1) 琵琶湖流域下水道および滋賀県の下水処理事業（単独公共下水道、農業集落排水処理施設等を含む。）の効率化、高度化等を目的とするもの。
- (2) 琵琶湖その他の公共用水域の環境保全に係る技術に関するもの。
- (3) その他下水処理および環境保全に関するもので、上下水道課長が認めるもの。

4 技術展示の手続

- (1) 技術展示を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記様式1）を、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）を経由して、上下水道課長に提出しなければならない。
- (2) 財団は、前号の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を確認し、琵琶湖流域下水道各浄化センター処理施設に展示を希望する申請書については、その写しを対象施設を管轄する流域下水道事務所あて送付するものとする。なお、必要があると認めるときは、申請書を補正させ、または必要な助言を行うことができる。
- (3) 上下水道課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、技術展示を認めることが適当と認めるときは技術展示承諾書（別記様式1）により承諾し、適当でないときはその旨を申請者に通知するものとする。
- (4) 展示者は、技術展示を行うための設備、製品、パネル、映像装置等（以下「設備等」という。）の設置等をしようとするときは、あらかじめ、財団と協議し、設備等の設置を行うときは、財団職員の立ち会いの下で作業を行うものとする。

5 技術展示の承諾の基準および提供の中止

- (1) 上下水道課長は、申請の内容が次に掲げる要件に該当するときは、技術展示を不承諾とするものとする。
 - ア 技術展示の内容が、第3項各号に該当しないと認めるとき。
 - イ 技術展示の内容が、単なる企業のPR等、琵琶湖流域下水道新技術開発等支援事業の趣旨に合致しないと認めるとき。
 - ウ 技術展示の方法に不備がある場合等で、淡海環境プラザの施設および館内の環境ならびに各浄化センターの運営に支障が発生するおそれがあるとき。
 - エ その他技術展示の内容等において、著しく公共の利益に反すると判断されるとき。
- (2) 上下水道課長は、技術展示を承諾した後、利用者が前号アからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、展示者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、技術展示を中止させることができる。

6 技術展示の期間

技術展示の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合で上下水道課長の承認を受けた場合は、この限りでない。

7 費用負担

- (1) 技術展示のための設備等の設置、撤去および日常管理に係る費用は、展示者が負担する。
- (2) 淡海環境プラザの施設利用に係る共益費の負担については、財団と協議して決定する。

8 損害賠償

展示者は、技術展示を行うことにより第三者に損害を与えたときは、展示者がその責任を負うものとする。ただし、展示者の責に帰することができない理由による場合は、この限りではない。

9 日常の管理

展示者は、技術展示を行うに当たっては、設備等を適正に管理するものとする。

付則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月4日から施行する。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

